

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員兼業等規程

制定 平成20年4月1日 規程第52号
最近改正 平成23年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第43条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）に勤務する職員の兼業、自営及び副業（以下「兼業等」という。）の許可の基準並びに手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、就業規則第2条に定める職員及び第3条第2項各号に掲げる職員（以下「職員」という。）に適用する。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兼業 法人の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他法人の業務に関連して法人の業務以外の業務に従事することをいう。
- (2) 役員兼業 兼業のうち職員が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。
- (3) 役員等 取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員その他これらに準ずるものをいう。
- (4) 一般兼業 役員兼業以外の兼業（国の委員会その他公共性の高いものとして理事長が認める活動を兼業として行う場合を含む。）をいう。
- (5) 自営 職員が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。
- (6) 副業 職員が、兼業及び自営を除く法人の業務以外の業務に従事することをいう。
- (7) 特別な利害関係 物品購入契約、共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可、検定等の権限行使の関係をいう。

(兼業等審査委員会)

第3条 理事長は、職員から申請があった兼業等の許可に関する所要事項を審査するため、兼業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第2章 兼業

第1節 役員兼業

(役員兼業の手続)

第4条 役員兼業の許可を得ようとする職員は、別途定める役員兼業許可申請書に必要書類を添えて、役員兼業開始予定日の1箇月前までに理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、役員兼業の許可に関し、委員会に審査を行わせる。

(役員兼業の許可基準等)

第5条 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可する。この場合において、第3号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合若しくは第4号における特別な利害関係の職に就いた期間がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、役員兼業を行うことの必要性が認められたときは、当該役員兼業を許可する。

- (1) 当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員

等としての職務に従事することが、法人の成果普及等に資するものであること。

- (2) 役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。
- (3) 職員の職と役員兼業先（役員兼業先が商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 前条の許可の申請前2年以内に、職員が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。
- (5) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (6) 法人の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (7) その他別に定める基準に適合すること。

2 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、勤務時間の一部を割いて行う役員兼業（以下「勤務時間内役員兼業」という。）に従事することができることを前提に、前項の許可を行うことができる。

- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該役員兼業の実施に支障が生じると見込まれること。
- (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、法人の業務に支障が生じないと見込まれること。

3 役員兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

（変更の届出等）

第6条 職員は、第4条により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 役員兼業先の名称
- (2) 役員兼業先の事業内容
- (3) 役員兼業先の親会社
- (4) 兼ねようとする役員等の職務の内容
- (5) 役員等の職務への予定従事時間

（役員兼業許可の取消）

第7条 理事長は、第5条により許可した役員兼業が、同条第1項又は第2項に定める基準に合致しない場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実を記載して第4条の申請又は次条第1項の申請を行った場合
- (2) 前条の届出、次条第4項の報告又は第10条の報告を怠った場合
- (3) 虚偽の事実を記載して前条の届出、次条第4項の報告又は第10条の報告を行った場合
（勤務時間内役員兼業）

第8条 職員は、勤務時間内役員兼業に従事することができることを前提として役員兼業を許可された場合において、勤務時間内役員兼業に従事する場合は、別途定める勤務時間内兼業許可申請書により、その都度、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内役員兼業を許可するものとする。

- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該役員兼業の実施に支障が生じること。
- (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、法人の業務に支障が生じないこと。

3 職員が勤務時間内役員兼業に従事した時間については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第36条の規定により給与を減額する。

4 勤務時間内役員兼業に従事する職員は、当該勤務時間内役員兼業が終了した場合は、速や

かに別途定める勤務時間内兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(役員兼業休職)

第9条 職員は、第5条第1項(第3号及び第5号を除く。)のいずれにも適合し、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、職員としての職務に従事することができない場合は、事前に理事長の許可を得て、休職して役員兼業に従事することができる。

2 職員が、役員兼業を行うために休職する場合の取扱いについては、就業規則第22条の定めるところによる。

(役員兼業に関する報告)

第10条 役員兼業に従事する職員は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間(以下「半期」という。)ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後20日以内に別途定める役員兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(役員兼業許可の概要の公表)

第11条 理事長は、半期ごとに、職員の役員兼業の状況について公表するものとする。

(役員兼業終了後の業務の制限)

第12条 理事長は、役員兼業を行った職員を、兼業終了の日から2年間、当該役員兼業を行っていた企業との間に、特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。ただし、当該職員が当該企業との間で共同研究を行う、又は当該企業から研究を受託する場合において、委員会の審査の結果、当該共同研究又は受託研究を行うことの必要性が認められたときは、この限りでない。

第2節 一般兼業

(一般兼業の手続)

第13条 一般兼業の許可を得ようとする職員は、別途定める一般兼業許可申請書に必要書類を添えて、一般兼業開始予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

2 一般兼業の許可に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

(一般兼業の許可基準等)

第14条 理事長は、第13条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該一般兼業を許可する。この場合において、第3号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、一般兼業を行うことの必要性が認められたときは、当該一般兼業を許可する。

- (1) 当該申請に係る一般兼業の従事先(以下この節において「一般兼業先」という。)の職務に従事することが、法人の成果普及等に資するものであること。
- (2) 一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
- (3) 申請する職員の職と一般兼業先(一般兼業先が商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (5) 法人の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (6) その他別に定める基準に適合すること。

2 理事長は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、勤務時間の一部を割いて行う一般兼業(以下「勤務時間内一般兼業」という。)に従事することができることを前提に、前項の許可を行うことができる。

- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該一般兼業の実施に支障が生じると見込まれること。
- (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、法人の業務に支障が生じないと見込まれること。

3 一般兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。ただし、勤務時間内一般兼業の場合は、原則として1年を超えない期間とする。

(変更の届出)

第15条 職員は、第13条第1項により申請した内容又は前条により届け出た内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 一般兼業先の名称
- (2) 一般兼業先での職名又は職務内容
- (3) 一般兼業先の従事態様

(一般兼業許可の取消)

第16条 理事長は、前条により許可した一般兼業が、同条第1項又は第2項に定める基準に合致しない場合は、一般兼業の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実を記載して第13条第1項の申請、第14条の届出又は次条第1項の申請を行った場合
- (2) 前条の届出又は次条第4項の報告を怠った場合
- (3) 虚偽の事実を記載して前条の届出又は次条第4項の報告を行った場合

(勤務時間内一般兼業)

第17条 職員は、勤務時間内一般兼業に従事することができることを前提として一般兼業を許可された場合において、勤務時間内一般兼業に従事しようとするときは、勤務時間内兼業許可申請書により、その都度、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内一般兼業を許可するものとする。

- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該一般兼業の実施に支障が生じること。
- (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、法人の業務に支障が生じないこと。

3 職員が勤務時間内一般兼業に従事した時間については、給与規程第36条の規定により給与を減額する。

4 勤務時間内一般兼業に従事する職員は、当該勤務時間内一般兼業が終了した後速やかに勤務時間内兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(一般兼業台帳の整備)

第18条 理事長は、職員の一般兼業に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 許可年月日
- (2) 氏名
- (3) 所属
- (4) 一般兼業先及びその職名
- (5) 兼業予定期間
- (6) 予定される兼業従事時間及び兼業報酬

第3章 自営

(自営の手続)

第19条 自営の許可を得ようとする職員は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあっては別途定める自営許可申請書(不動産等賃貸関係)、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営にあっては別途定める自営許可申請書(不動産等賃貸以外の事業関係)に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 自営の許可に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

(自営の許可基準等)

第20条 理事長は、前条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- (1) 職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- (3) 法人の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

2 理事長は、前条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- (1) 職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること
- (4) 法人の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(変更の届出)

第21条 自営の許可を受けた職員が配置転換等により職に異動を生じた場合又は許可に係る自営の内容に変更があった場合は、当該職の異動又は自営の内容の変更後1箇月以内に改めて許可を受けなければならない。ただし、配置転換等が生じた場合であっても、理事長が配置転換等後の職と許可に係る自営との間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときは除く。

(自営許可の取消)

第22条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実を記載して第20条第1項の申請を行った場合
- (2) 前条の許可の申請を怠った場合
- (3) 虚偽の事実を記載して前条の許可の申請を行った場合

第4章 副業

(副業の取扱い)

第23条 職員は、次の各号に掲げる場合を除き、副業をしてはならない。

- (1) 職員が、次のいずれにも適合するものとして、事前に理事長へ届け出たとき
 - ア 当該届出に係る副業の対象事業が、営利を目的としないもの又はこれに準じるものであること
 - イ 職員の職と当該届出に係る副業の従事先(当該従事先が商法第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあつては、同項に規定する親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
 - ウ 職員としての職務の遂行に支障がないこと
 - エ 法人の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(2) 職員が公職に就任する場合において、事前に理事長へ届け出たとき

2 前項の規定にかかわらず、職員は、同項第1号の副業を報酬を得ずに行う場合は、届出をせずに行うことができる。

3 副業の届出に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

第5章 株式等による報酬の取扱い

(兼業等による株式等の報酬)

第24条 職員が、兼業等の許可の申請又は届出を行うときに、当該申請又は届出に係る兼業等の従事先(以下「兼業等の従事先」という。)から株式等による報酬(以下「エクイティ報酬」という。)を受領することが予定される場合は、株式等の種類、予定数、予定価額及び受領予定年月日を記載した別途定めるエクイティ報酬予定内訳書を申請書又は届出書に添付しなければならない。ただし、株式等の予定価額の算定が困難な場合はその価額の記載を省略することができる。

2 前項のエクイティ報酬予定内訳書を添付する場合は、当該兼業等の従事先における株式等による報酬とすることを規定した報酬規程等及び株式等を報酬としなければならない特別の理由を記載した書面をあわせて添付しなければならない。

3 エクイティ報酬として受領することのできる株式等の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式
- (2) 新株引受権証書
- (3) 新株予約権
- (4) 新株予約権付社債

4 前3項の規定は、職員が兼業等を開始した後に、当該兼業等の従事先からエクイティ報酬を受領する予定が生じた場合に準用する。

(エクイティ報酬の報告)

第25条 エクイティ報酬の受領を予定した兼業等については、半期ごとに、半期終了後20日以内にエクイティ報酬受領報告書により理事長に報告しなければならない。なお、それぞれの半期内にエクイティ報酬の受領がなかった場合においてもこの報告書を提出するものとする。

2 エクイティ報酬の額が確定した場合は、その額を含めてエクイティ報酬確定報告書により理事長に報告しなければならない。この報酬額の確定の報告が完了するまで前項に規定する報告書の提出を継続するものとする。

3 理事長は、職員が第1項又は前項に規定する報告を怠った場合は、当該兼業等の許可を取り消すことができる。

第6章 その他

(相談及び事務)

第26条 職員の兼業等の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、総務部において対応するものとする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。